

# 那賀町ふるさと寄附条例

平成 20 年 9 月 26 日

条例第 24 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、那賀町を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の那賀町に対する思いを実現化することにより、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

## (事業の区分)

第 2 条 この条例に基づき寄附された寄附金(以下「寄附金」という。)を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域文化の継承及び育成に関する事業
- (2) 特産品の育成及び地域産業の振興に関する事業
- (3) 自然環境並びに景観の保全及び活用に関する事業
- (4) 次代を担う人材を守り、育てる事業
- (5) 地域の魅力を情報発信することにより、交流と定住を推進する事業
- (6) その他目的達成のために町長が必要と認める事業

## (寄附金の使途指定)

第 3 条 寄附者は、寄附金の使途を第 2 条各号に掲げる事業のうちから指定し、寄附をすることができる。

2 寄附者が寄附金の使途を第 2 条各号に掲げる事業のうちから指定しなかったときは、同条第 6 号の事業の指定があったものとみなす。

## (寄附金の受入)

第 4 条 本条例により募集する寄附金は、1 件 5,000 円以上とする。

2 寄附金は、寄附申込書(様式第 1 号)により受け付けるものとする。

3 寄附金の受入方法は、「納付書による収受」又は「口座振込による収受」若しくは「次の各号に掲載する場所での現金による収受」によることを原則とする。

- (1) 那賀町まち・ひと・しごと戦略課
- (2) 那賀町会計課

(受領証明書の発行)

第 5 条 寄附者から寄附金を収受した場合、町長は、速やかに当該寄附者に対して寄附受領証明書(様式第 2 号)を送付するものとする。

(寄附金の管理運用)

第 6 条 寄附金は、那賀町ふるさと応援基金により、管理し、運用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、必要な財源に充てることができる。

(寄附金管理台帳の作成)

第 7 条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金管理台帳(様式第 3 号)を作成しなければならない。

(実施状況の公表)

第 8 条 町長は、毎年度終了後 3 箇月以内に、この条例に基づく寄附金の管理状況及び寄附金を財源として実施する事業の実施状況等について町広報誌等により公表するものとする。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 8 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の那賀町ふるさと寄附条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する